

令和 6 年度第 4 回  
三田市都市計画審議会 資料  
(諮問事項)

令和 7 年 1 月 2 3 日

# 目 次

第1号議案 説明資料	1
・阪神間都市計画地区計画（広野駅西地区地区計画）の決定（案）の縦覧結果	
・都市計画決定手続きの流れ	
第2号議案 説明資料	5
・三田市都市計画審議会（令和6年11月7日開催）での 意見を踏まえた修正内容について	6
・三田市都市計画道路見直し方針（素案）に対する 市民意見の募集結果と意見に対する市の考え方について	7
・今後のスケジュール	10
・三田市都市計画道路見直し方針（案） ～概要版～	11

第1号議案  
【説明資料】

阪神間都市計画地区計画  
(広野駅西地区地区計画)の決定  
(市決定)について

1. 都市計画の名称	阪神間都市計画 地区計画（広野駅西地区地区計画）
2. 実施結果	
① 縦覧期間	令和6年12月9日（月）～令和6年12月23日（月）
② 閲覧方法	ア 市役所本庁舎5階都市政策課（閲覧者数 0人） イ 広野市民センター（閲覧者数 0人） ウ 市ウェブサイトにて閲覧（閲覧者数 63件）
③ 意見書提出期限	令和6年12月23日（月）
④ 意見書対象者	関係市町村の住民及び利害関係人（法第17条第2項）
⑤ 意見書の提出方法	住所、氏名、年齢、電話番号を記入のうえ、郵送、ファックス、電子メール、インターネットフォームにて提出。様式は任意。
⑥ 意見書	市民等からの意見の提出はなかった

## 都市計画手続きの流れ

令和6年3月29日 地区計画の申出受理

・住民との意見交換会

令和6年5月13日 都市計画審議会（報告事項）

令和6年7月19日 都市計画審議会（意見聴取）

素案の作成

- ・素案の閲覧、意見募集、説明会
- ・関係機関協議、県下協議

令和6年11月7日 都市計画審議会（事前説明）

- ・県法定協議、案の縦覧（令和6年12月9日～12月23日まで）

令和7年1月23日 都市計画審議会（諮問）

- ・条例改正手続き（令和7年3月市議会提案）  
※地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（広野駅西地区地区計画を追加）

令和7年4月1日 都市計画の決定告示（予定）



**第2号議案**  
**【説明資料】**

**三田市都市計画道路見直し方針(案)について**

三田市都市計画審議会（令和6年11月7日開催）での意見を踏まえた修正内容

No.	ページ	意見	対応
1	32 (資料1のp46)	本町西山線の廃止理由にある「歴史的な街並みが存在しており」という文言については、表現を再度検討してもらいたい。	記載内容を修正しました。

中

《修正前》

《本町西山線について》

本町西山線は概成済路線であり、三田幹線から古城京口線をアクセスする区画街路であり、治道には住居が連担する他、歴史的な街並みが存在しております。また、三田本町センター街に与える影響が大きいことから「廃止」とします。

《修正後》

《本町西山線について》

本町西山線は、三田幹線と古城京口線を接続する概成済の区画街路であり、治道には住居が連担し、三田本町センター街や三田市既成市街地景観計画に基づくと町家等の地域資源を活用する区間も存在しています。隣接して並行する古城京口線が代替路線の機能を有しており、自動車需要に対するサービス水準を現況の道路網で確保できるため、「廃止」とします。

# 三田市都市計画道路見直し方針（素案）に対する市民意見募集の結果と意見に対する市の考え方について

## 1. 実施概要及び結果について

### (1)パブリックコメント

■募集期間	令和6年12月9日(月)～令和7年1月8日(水)
■周知方法	①市ホームページ及び広報さんだ12月号への掲載 ②三田地区区長・自治会長役員会での報告 ③三輪地区内の上河原区長への文書配布 ④三田市商工会への文書配布 ⑤既成市街地内の都市計画道路の見直しに影響のある商店組合への文書配布 (車瀬橋商店街、本町センター街、中町商店街、中央町二番街商店会) ⑥見直し方針(素案)において廃止候補としている都市計画道路の区域内の利害関係人への文書の個別郵送(計154通)
■閲覧方法	①三田市公式ホームページ「意見募集(パブリックコメント)」での閲覧 118件 ②公共施設での閲覧 0件 市役所(本庁舎1階ロビー・本庁舎5階都市政策課)、各市民センター まちづくり協働センター、総合福祉保健センター、図書館本館
■提出方法	次のいずれかの方法により意見を募集 ①電子申請フォーム(Logoフォーム)により意見を提出 ②意見書(任意様式)に住所・名前・電話番号を記入し、郵送、ファックス、 電子メール、持参(土・日曜日、祝日を除きます。)のいずれかにより、市役所 都市政策課へ意見を提出
■意見	市民等からの意見の提出はなかった

1. 実施概要及び結果について

(2)説明会

■開催日時・場所	令和6年12月14日(土)	10:30~11:30	まちづくり協働センター
◇参加者		9名	
■開催日時・場所	令和6年12月15日(日)	19:00~20:00	さんだ市民センター
◇参加者		5名	
■開催日時・場所	令和6年12月17日(火)	19:00~20:00	三田市役所
◇参加者		3名	
■その他			
◇説明会動画の閲覧件数		44件	

⊕

 見直し方針(素案)の修正に係る意見はなし

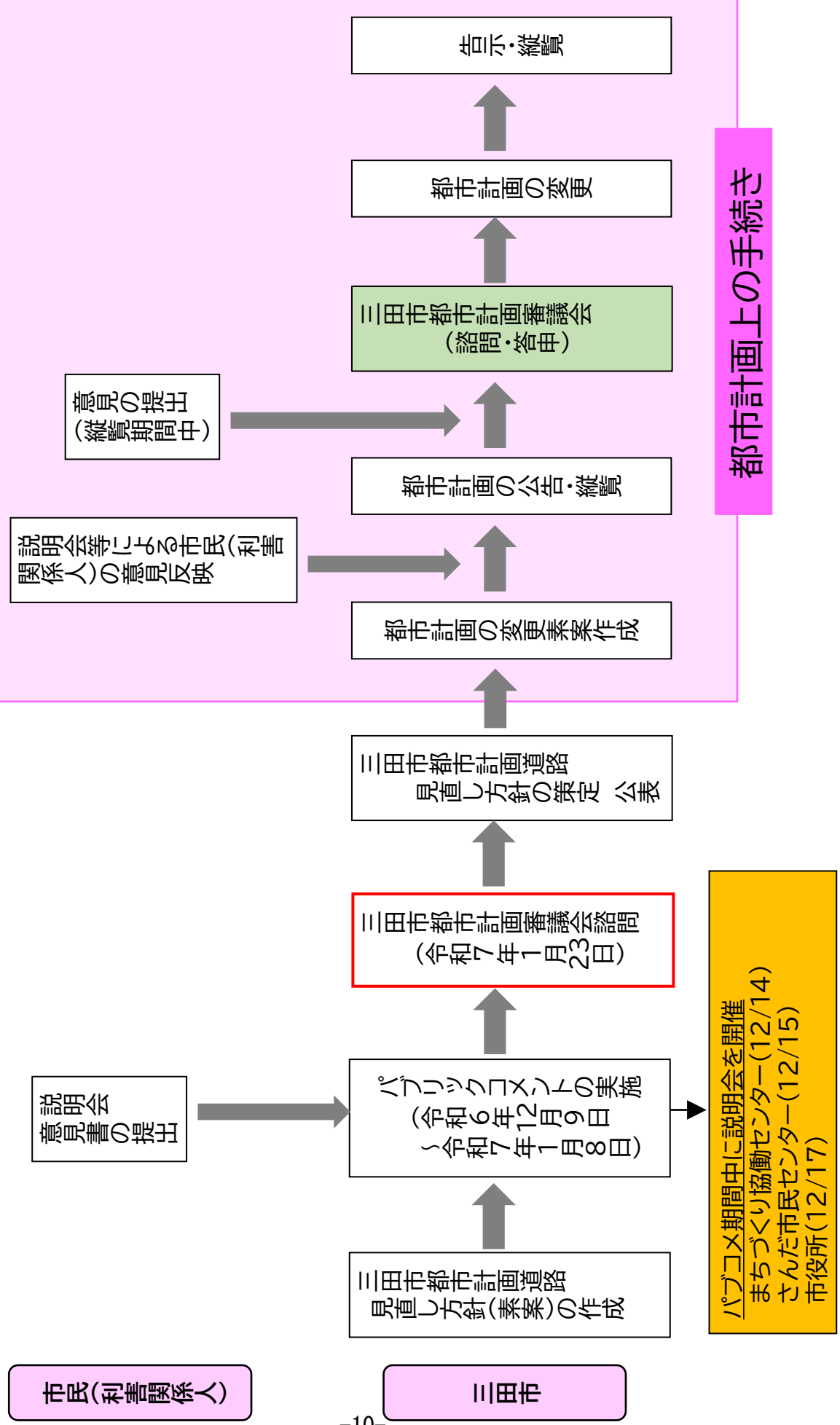
## 説明会における質疑・回答の概要

No.	質疑	市の回答(考え方)
1	令和7年度以降の具体的なスケジュールは、	この度の見直し方針において、「廃止区間」と位置付けた都市計画道路については、令和7年度中に利害関係人に対する説明会や都市計画審議会での審議などを行い、都市計画道路の変更手続き(都市計画道路の廃止)を進めたいと考えています。
2	都市計画道路の計画区域にかかっている土地に住んでいる者としては、都市計画の当初決定から50年以上が経過しているものの、時間が止まっているような感覚がある。土地を有効利用したい、早く道路ができてほしい、様々な意見があると思うが、どちらにしても経済的な損失は大きい。都市計画を見直すなら、もっと早くしてほしかった。是非、今回の見直し方針を打ち出したなら、存続する都市計画道路は素早く進め、廃止路線とするなら素早く廃止にする、といったスピード感を持って進めていただきたい。	令和7年度から、都市計画変更(都市計画道路の廃止)に係る法定手続きを進める予定としており、存続する都市計画道路についても早期事業化ができるよう検討を進めてまいります。
3	災害時などの避難経路も踏まえた道路計画を考えていただきたい。	今回の見直しに当たっては、車の円滑な移動のための「交通機能」や災害時の避難路等の収容空間としての「空間機能」などについても評価・検証を行い、存続や廃止といった方向性を示しています。
4	横山天神線の存続区間についてですが、事業実施時期の目安は、	現時点においては、事業実施時期は未定です。ただ、令和7年度以降、見直し方針に沿った都市計画変更手続きを行い、存続となった各路線の事業の優先順位等について精査を行い、令和8年度以降に「都市計画道路整備プログラム」の策定に着手できればと考えています。
5	廃止区間の方々が、今まで都市計画法による制限が課せられていたことについての補償などについて、市がどのように考えているのかについて不満を持っている方もいると聞いている。個別の対応も出てくるかと思うが、なるべく不満が残らない形で進めていただきたい。	今後も地権者を含めた地域住民に対し、丁寧な説明を実施してまいります。
6	固定資産税の補正が無くなるというのは固定資産税が高くなるということか。	現在、都市計画道路の計画区域にかかっている土地の固定資産税については、軽減補正率がかかっており、その分低く算定されていますので、廃止された場合は、その補正が適用されなくなり、順次、評価額が元通りになります。

# 今後のスケジュールについて

令和6年度

令和7年度以降



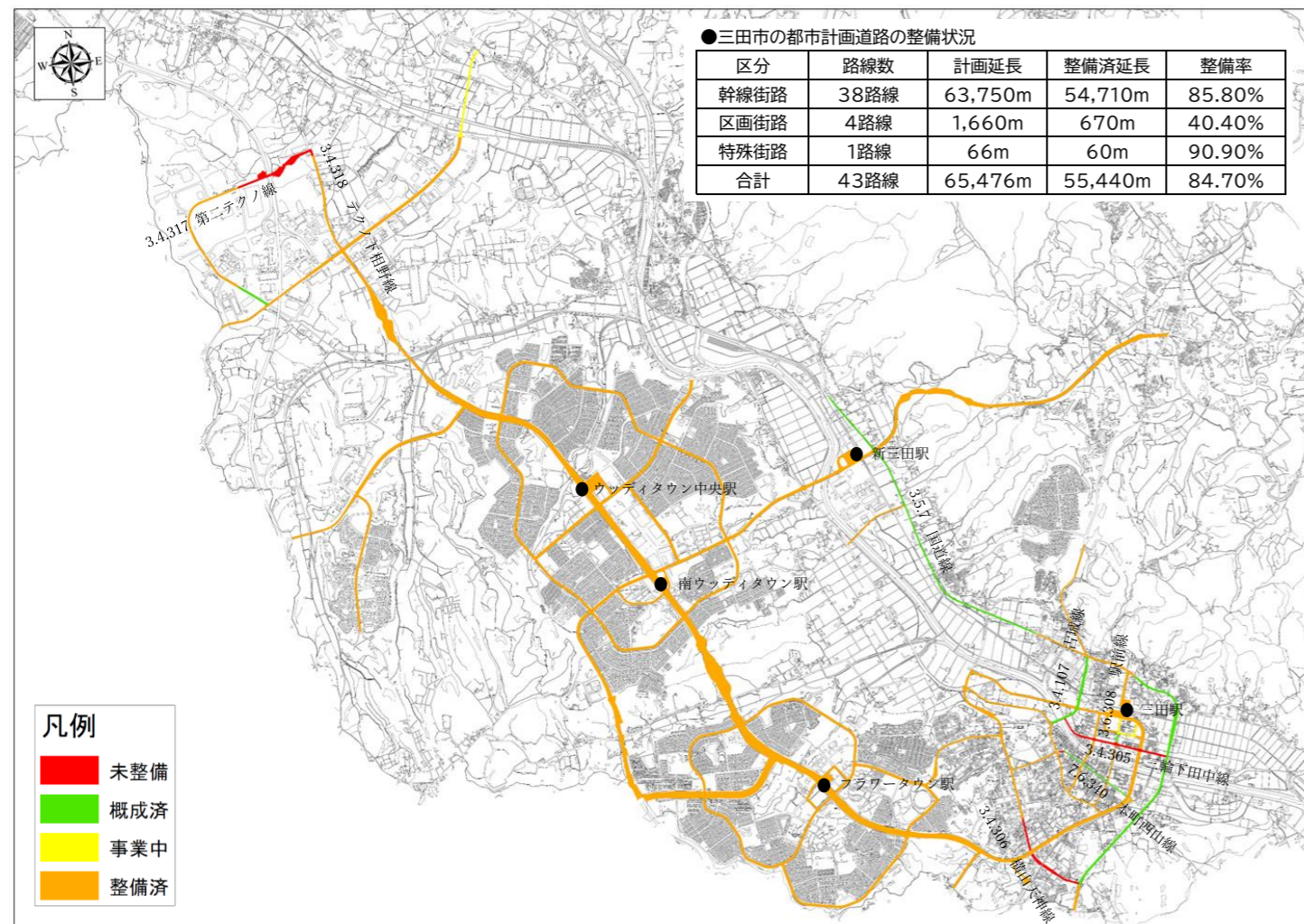
# 三田市都市計画道路見直し方針(案) 《概要版》

## 1 都市計画道路とは

- 都市計画道路は、都市の将来像を達成し、円滑な都市交通と良好な都市環境を形成するために、都市活動を支えている根幹的な施設であり、都市計画法に基づき定める道路です。
- 都市計画道路の機能として、人やモノの移動を確保するための「交通機能」、日照の確保や災害時の避難通路、ライフライン等を収容するための「空間機能」、都市の骨格を構成するための「市街地形成機能」を有しています。

## 2 三田市の都市計画道路の整備状況

- 本市の都市計画道路は、幹線街路、区画街路、特殊街路の 43 路線約 65.5 km があり、そのうち整備済区間が約 55.4 km、概成済区間が約 6.6 km、事業中区間が約 0.9 km、未着手区間が約 2.5 km あり、整備率は 84.7% となっています。



※整備済 : 道路用地が計画幅員のとおりに確保されており、一般の通行の用に供している道路延長。  
 ※概成済 : 改良済以外の区間のうち、路線として都市計画道路と同程度の機能を果たしうる現道(概ね計画幅員の 2/3 以上)を有する区間で、その現道に対応する都市計画道路延長。  
 ※事業中 : 事業費が予算化されている都市計画道路延長。  
 ※未着手 : 整備済、概成済及び事業中以外の都市計画道路延長。  
 ※幹線街路: 国道線、古城線、三輪下田中線、横山天神線、駅前線、第二テクノ線、テクノ下相野線が該当。  
 ※区画街路: 本町西山線が該当。

## 3 見直しの必要性

### 都市計画道路をとりまく課題とまちの将来像

#### 都市計画道路の課題

本市の未着手路線(概成済路線も含む。)は、当初決定から 50 年以上が経過している路線が大半を占めます。これらの計画区域に含まれる地権者には、長期間にわたり建築行為に対して一定の制限が課されている状態です。

⇒今後も整備の見込みのない都市計画道路が存在することで、更に長期間の建築制限を受けることとなるため、未着手、概成済の都市計画道路について見直しを行い、整備の必要性及び実現性等から総合的に判断して、整備すべきではない路線(区間)については、計画の廃止や変更を行うことで、できるだけ早期のうちに不要な制限を解除することが必要です。

#### 社会情勢の変化

これまで増加してきた人口は、減少に転じており、令和 22 年の本市の人口は、将来人口推計では 10 万人を下回る予測がされており、自動車交通量も合わせて減少することが見込まれます。

⇒人口や自動車交通量の減少に応じた持続可能な道路交通体系を構築することが必要です。

#### まちづくりの方向性

三田市都市計画マスタープランには、本市の将来像実現に向けて必要な道路ネットワークの形成や、長期未着手路線の見直しについて示されています。

⇒中長期的な視点による、これからのまちづくりを進めるうえで、根幹となる施設である都市計画道路の整備方針を明らかにすることが必要です。

まちづくりの将来像を踏まえた都市計画道路の見直しが必要

## 4 見直しの基本的な考え方

### ①本市の将来都市像を踏まえた見直しを行います。

都市計画道路の見直しに際しては、本市の将来都市像を踏まえるため、「第 5 次三田市総合計画」(令和 4 年 4 月)、「三田市都市計画マスタープラン」(令和 5 年 4 月)等の上位・関連計画との整合を図りながら見直しを行います。

### ②ガイドラインに基づいた見直しを行います。

本市の都市計画道路の見直しは、ガイドラインに基づき、各路線の位置づけや都市計画道路網全体の配置状況等、各路線の必要性を検証し、見直し理由を明確にしながらか進めることとします。

### ③住民への情報提供に配慮し、住民の理解と合意形成に努めます。

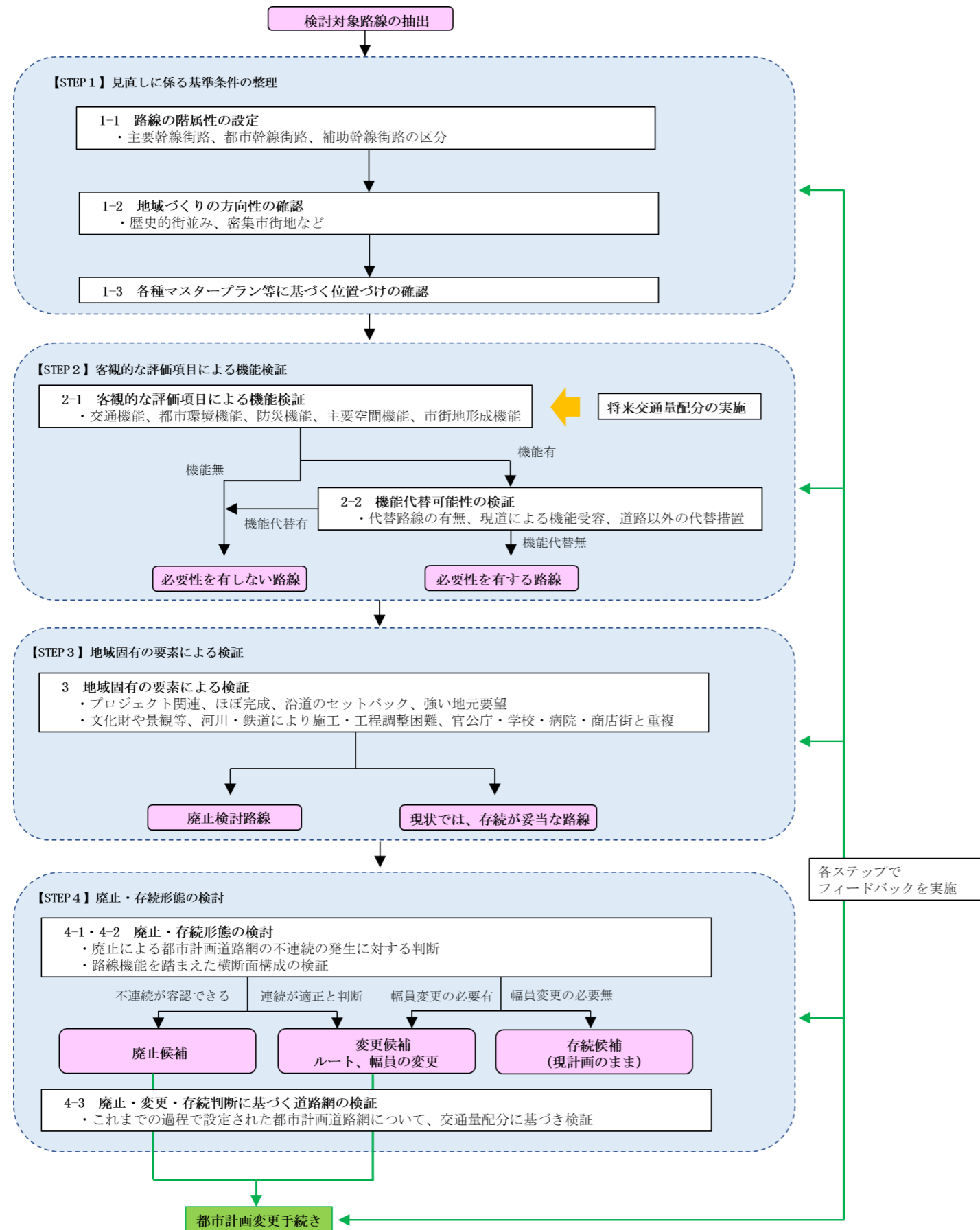
都市計画道路は、住民や地域のまちづくりに与える影響が大きい都市施設であることから、その見直しに当たっては、道路の必要性や見直しの理由について住民への十分な情報提供を行い、合意形成に努めます。

### ④三田市が主体となり、関係機関との協議・連携により見直しを進めます。

地域の実情を最も把握している本市が主体となり、関係機関と連携し、調整を図りながら見直しを進めていきます。

## 5 見直しの進め方

●都市計画道路の見直し方針は、以下の判定フローに基づき検証・評価します。



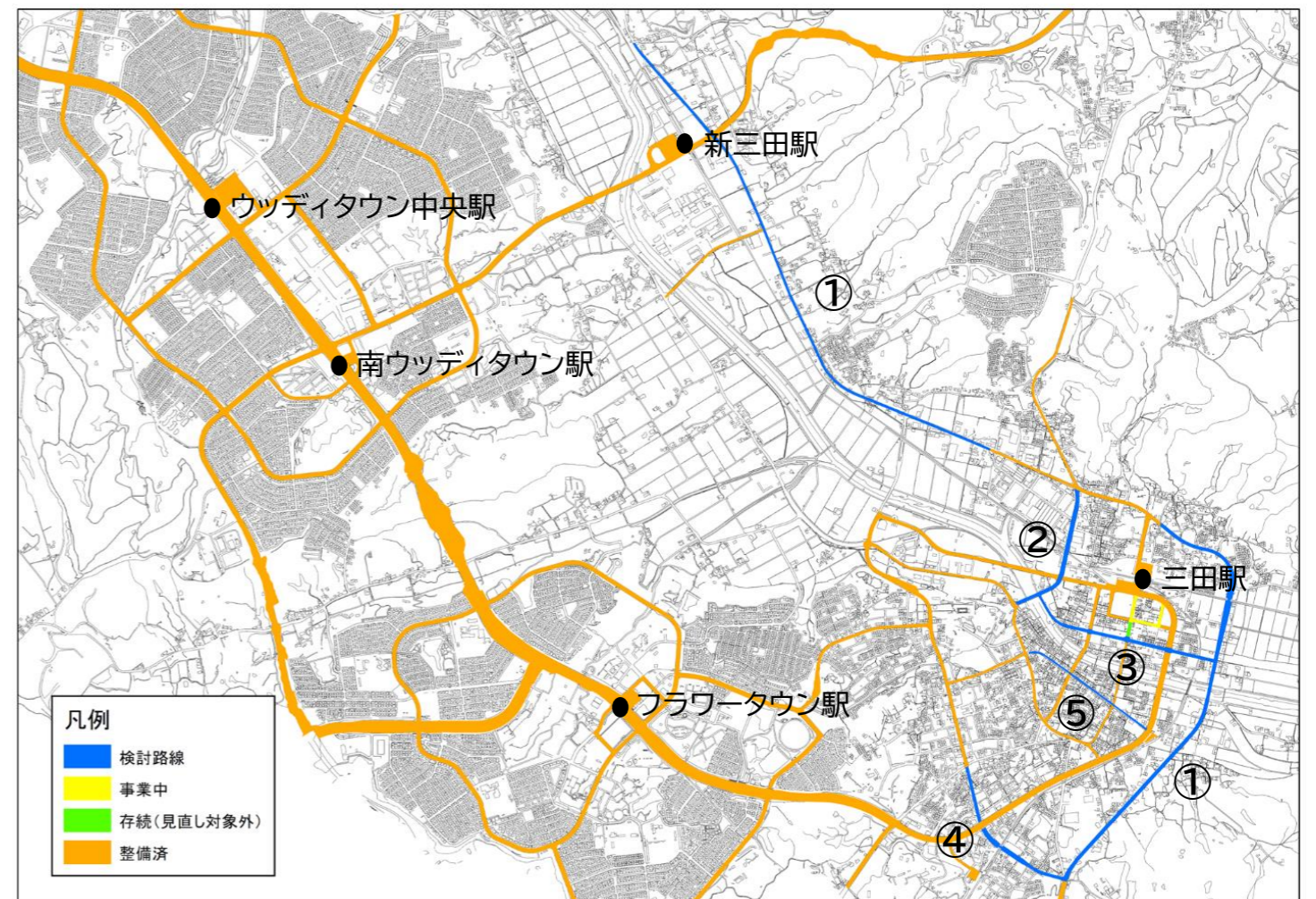
## 6 見直しの検討対象路線の抽出

●ガイドラインに基づいて、以下の5路線を見直し検討対象路線とします。

▼見直し検討対象路線

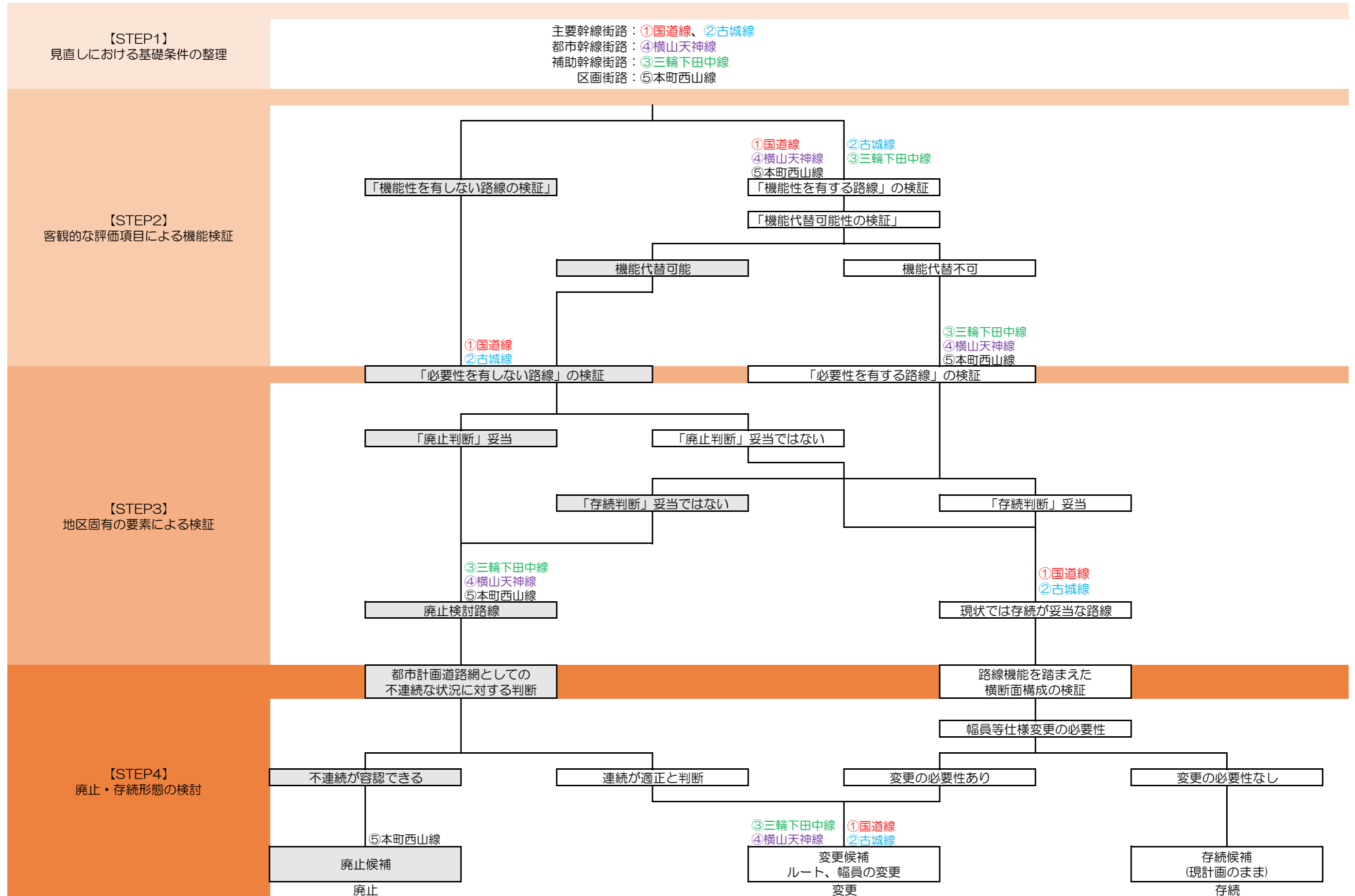
検討区 間 番号	路線名称	決定者	当初決定	幅員 (m)	車線 の数	計画 延長 (m)	整備済 延長 (m)	未整備 延長 (m)	概成済 延長 (m)
①	国道線	県	S34.1.17	12	2	5,920	1,090	0	4,830
②	古城線	県(県道部) 市(市道部)	S34.1.17	18	2	710	0	0	710
③	三輪下田中線	市	S48.2.13	16	2	960	0	960	0
④	横山天神線		S34.1.17	16	2	2,010	1,230	780	0
⑤	本町西山線		S34.1.17	9	2	1,160	390	50	720

▼見直し検討対象路線位置図



# 7 見直しの評価結果

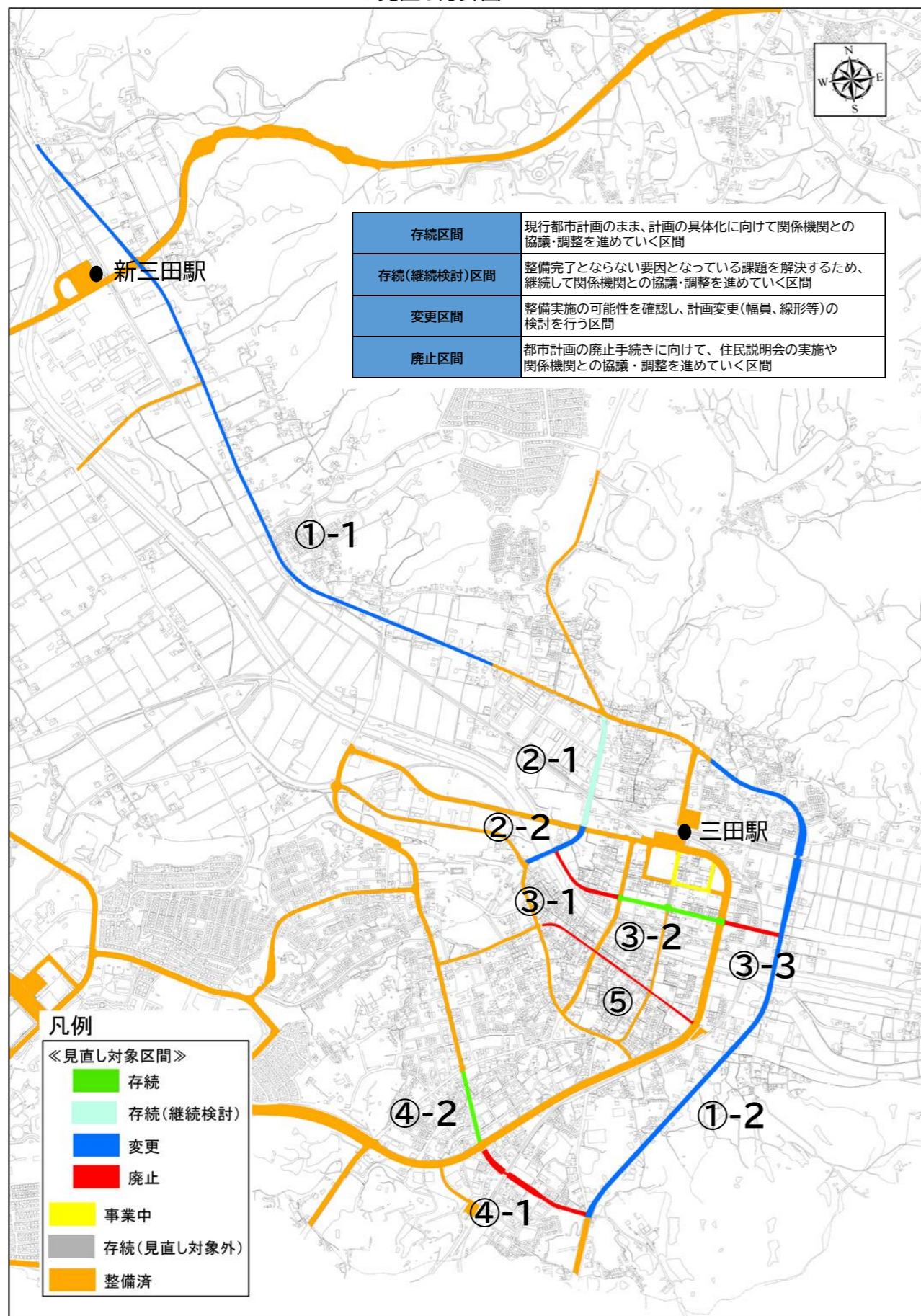
●判定フローに基づいた評価結果を以下に示します。 ※評価結果は路線全体としての結果を示しています。



## 8 見直しの方針

●都市計画道路の見直し方針は以下のとおりです。

▼見直し方針図



▼見直し方針

検討区間	路線名(対象区間)	対象延長(m)	見直し方針	理由	
①	国道線	①-1	2,800	変更	全区間が概成済となっており、本路線に必要とされる機能を踏まえた幅員構成の再検討が必要であるため、「変更」とする。
		①-2	2,030		
②	古城線	②-1	430	存続(継続検討)	対象区間が概成済となっており、本路線に必要とされる機能を踏まえた幅員構成の再検討が必要であるが、対象区間にJR宝塚線との交差があり、新設(改良)する道路は、立体交差での計画とする必要(道路法第31条:道路と鉄道の交差)がある。したがって、現計画を存続とはするが、JR宝塚線と立体交差する計画は、縦断線形等の道路構造上の課題や沿道施設立地に多大な影響を及ぼすため、「存続(継続検討)」とし、継続して関係機関と協議・調整を進めていく区間とする。
		②-2	280	変更	対象区間が概成済となっており、本路線に必要とされる機能を踏まえた幅員構成の再検討が必要であるため、「変更」とする。
③	三輪下田中線	③-1	320	廃止	廃止による周辺路線の交通容量に問題がないため、「廃止」とする。
		③-2	420	存続	まちなかの回遊性向上等、三田駅周辺のにぎわいのある空間形成に寄与する区間であるため、「存続」とする。
		③-3	220	廃止	廃止による周辺路線の交通容量に問題がないことに加え、対象区間に神戸電鉄三田線との交差があり、整備にあたって鉄道の付け替えが発生し、他施設への影響が大きいため、「廃止」とする。
④	横山天神線	④-1	480	廃止	廃止による周辺路線の交通容量に問題がないことに加え、対象区間に神戸電鉄三田線との交差があり、整備にあたっては縦断線形等の道路構造上の問題があるため、「廃止」とする。
		④-2	300	存続	都市の骨格の形成に寄与する区間であり、地区内の自転車・歩行者ネットワークの連続性に寄与する区間であるため、「存続」とする。
⑤	本町西山線	⑤	770	廃止	廃止による周辺路線の交通容量に問題がないため、「廃止」とする。

## 9 見直しの進め方

●都市計画道路の見直しに向け、以下のフローで進めていきます。今後は、個別路線の見直し方針に示した方向性に沿って、具体的な変更計画を検討・立案し、関係機関と十分に調整しながら、住民等利害関係人の合意形成が得られた路線から都市計画変更の手続きを進めていきます。

